

日行連発第 1040 号
令和 6 年 11 月 6 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
法務業務部
部長 坪川 貞子

戸籍法の改正に伴う戸籍振り仮名制度の開始に向けた
法務省からの案内について

平素より本会の活動に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

標題の件につきましては、「戸籍法の改正に伴う戸籍振り仮名制度の開始について（周知依頼）」（令和 6 年 5 月 7 日付・日行連発第 125 号）にてご連絡させていただいたところですが、今般、法務省から別添のとおり当該制度の開始に係る行政書士に向けた案内をご提供いただきましたので、お知らせいたします。なお、当該案内につきましては、日本行政 1 月号に掲載する予定としております。

貴会におかれましては、会員への周知に引き続きご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

<別添>

来年 5 月から、戸籍に氏名の振り仮名を記載する取組が始まります！（原稿）

<参考>

法務省 HP：<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>（戸籍に振り仮名が記載されます）

以上